

第 489 回企業会計基準委員会

資料番号

審議事項(3)-3 2022年10月18日

日付

プロジェクト リ

リース

項目

「収益認識に関する会計基準の適用指針」の改正案(ASBJ 基準等の改正)

本資料の目的

- 1. 現在審議中のリース会計基準等の改正が、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下「収益認識適用指針」という。)に与える影響については、第486回企業会計基準委員会(2022年9月6日開催)及び第120回リース会計専門委員会(2022年9月5日開催)に審議を行っている。
- 2. 本資料は、第 486 回企業会計基準委員会及び第 120 回リース会計専門委員会で聞かれた 意見に対する事務局の提案をお示しすることを目的としている。
- 3. これらの委員会でお示しした審議資料は、審議事項(3)-3 参考資料「『収益認識に関する会計基準の適用指針』の改正案(ASBJ 基準等の改正)」にお示ししている。また、リース会計基準等の改正が影響を与え得るため検討対象とする会計基準等の一覧は、審議事項(3)-2 参考資料 2「改正又は修正の検討が必要となる可能性がある基準等の一覧」にお示ししている。

第 486 回企業会計基準委員会及び第 120 回リース会計専門委員会の提案 内容

- 4. 第 486 回企業会計基準委員会及び第 120 回リース会計専門委員会においては、収益認識 適用指針について次の改正を行うことを提案した。
 - (1) IFRS 第 15 号及び Topic 606「顧客との契約から生じる収益」(以下それぞれ「IFRS 第 15 号」及び「Topic 606」という。)と整合するように、買戻契約をリースとして 会計処理する収益認識適用指針の定めについて、当該契約がセール・アンド・リース バック取引の一部である場合には、金融取引として会計処理するとする定めを追加 する。

聞かれた意見及び聞かれた意見に対する事務局の対応案



- 5. 第 486 回企業会計基準委員会及び第 120 回リース会計専門委員会で聞かれた意見、及び 聞かれた意見に対する事務局の対応案は次のとおりである。
 - (1) セール・アンド・リースバック取引に関しては日本基準では別途の定めを置いている ため、「セール・アンド・リースバック取引の一部である場合には」という記載を行 うことで、IFRS 会計基準との差異が生じないか確認したいとの意見が聞かれた。

当該ご意見について、改正リース適用指針においては、次のとおり一定の期間にわたり認識される場合、収益と関連するリースバックについては、セール・アンド・リースバック取引に該当しないとする定めを置くことを提案している。

改正リース適用指針文案イメージ

売手である借手による資産の譲渡に係る損益が、収益認識会計基準に従い一定の期間にわたり認識されるものと判定される場合(収益認識会計基準第36項)、収益認識適用指針第95項を適用し工事契約における収益を一時点で認識することを選択した場合も含め、当該資産の譲渡と関連するリースバックについては、セール・アンド・リースバック取引に該当しないものとする。

一方で、収益認識適用指針では、買戻契約がある場合で買戻価格が販売価格より低い場合、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものか一時点で充足されるものかにかかわらず、リースとしての会計処理を求めている。したがって、契約にリースバックが含まれる場合、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものか一時点で充足されるものかにかかわらず、リースとして処理した後にリースバックの処理を行うこととなり、適切ではない。そのため、「セール・アンド・リースバック取引の一部である場合には」という記載とすることで、一時点で充足される履行義務のみを対象としていると解されることのないよう、「契約に企業による商品又は製品のリースバックが含まれる場合」と表現を変更することが考えられる。文案イメージは、4頁以降でお示ししており、前回からの変更箇所は黄色でハイライトしている。

(2) 買戻契約の定めにリースバックが含まれる場合、売手である企業と顧客の双方がリースの貸手の立場となる点で基準が読みにくいため、セール・アンド・リース・バック取引の場合をただし書きにした上で、会計処理を箇条書きにする等、適用指針の書き方を工夫して読みやすい記載に変更頂きたいとの意見が聞かれた。

当該ご意見について、文章の順序や、ただし書きによる見直しを行っている。文案イメージは、4 頁以降でお示ししており、前回からの変更箇所は黄色でハイライトして



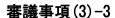
いる。

(3) 適用指針の「買戻価格」という用語が 1 回で支払うか、分割で支払うか不明確のため、用語の定義を記載することを検討頂きたいとの意見が聞かれた。

当該ご意見については、「買戻価格」の支払方法は基準の適用に影響を与えないと考えられること、また、仮に記載を追加する場合、それはリース基準の改正に伴うものではなく、実質的に収益認識会計基準を変更することになることから対応を行わないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

聞かれた意見に対する事務局の対応案及び次頁からの改正案の修正についてご意 見をお伺いしたい。





企業会計基準適用指針公開草案第●号「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)」

企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(最終改正2021年3月26日))を次のように改正する(改正部分に下線を付している。)。

(HP では非公表)

以上